

(その1)

# 収 支 報 告 書

令和 2 年分  
(    年    月    日開催分)

(ふりがな)

1. 政治団体の名称

こうめいとういわきそうしぶ  
公明党いわき総支部

2. 主たる事務所の所在地

いわき市中央台鹿島3-16-5

3. 代表者の氏名

小野 茂

4. 会計責任者の氏名

塩沢 昭広

(事務担当者の氏名)

塩沢 昭広

(電話)

0246-68-8628

(収受欄)



資金管理団体の指定の有無

有  無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

平成    年    月    日から  
平成    年    月    日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入力
2940	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成    年    月    日から  
平成    年    月    日まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

### 1 収支の総括表

収 入 総 額	3,116,347	/
(前年からの繰越額)	823,885	/
(本年の収入額)	2,292,462	/
支 出 総 額	2,298,547	/
翌年への繰越額	817,800	/

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費			/
金 額		0	/
員 数		0	/
(2) 寄 附			
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	727,098	/	
(うち特定寄附)	0		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	727,098	/	
(寄附のうちあっせんによるもの)	0		
イ 政 党 匿 名 寄 附	0		
合 計 (ア+イ)	727,098	/	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 /				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
公明党福島県本部 /	499,683	R2.03.17 /	郡山市豊田町5-15豊田第一ビル2F /	
公明党福島県本部	499,683	R2.07.28 /	郡山市豊田町5-15豊田第一ビル2F	
公明党福島県本部	216,731	R2.09.08 /	郡山市豊田町5-15豊田第一ビル2F	
公明党福島県本部	295,900	R2.09.17 /	郡山市豊田町5-15豊田第一ビル2F	
公明党福島県本部	34,823	R2.09.25 /	郡山市豊田町5-15豊田第一ビル2F	
公明党福島県本部	14,246	R2.11.10 /	郡山市豊田町5-15豊田第一ビル2F	
こ の 頁 の 小 計	1,561,066	/		
合 計	1,561,066	/		

注) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。





(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目		備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	796,688	
小 計	796,688	/
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	75,508	/
(2) 選 挙 関 係 費	842,670	/
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費 そ の 他 の 事 業 費		
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	137,553	/
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	
エ その 他 の 事 業 費	0	
小 計 (3) ア～エ	137,553	/
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	446,128	/ 444,611 /
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	1,501,859	/ 444,611 /
合 計	2,298,547	/



(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		選挙関係費 (選挙寄附金) /	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
選挙寄附 /	100,000	令和02年7月21日 /	小野茂選挙事務所 /	いわき市中央台鹿島3-16-5 /	
選挙寄附 /	55,392	令和02年7月28日 /	柴野美佳選挙事務所 /	いわき市中央台飯野2-17-1 /	
選挙寄附 /	600,000	令和02年7月28日 /	塩沢昭広選挙事務所 /	いわき市植田町中央2丁目4-1 /	
この頁の小計	755,392	/			
その他の支出	87,278				
合計	842,670	/			











(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

## 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 3 日

政治団体の名称

公明党いわき総支部

会計責任者の氏名

塩沢 昭広



代表者の氏名 (解散団体のみ)



- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。  
2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。